

掛川市条例第8号

掛川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

掛川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年掛川市条例第209号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 (略)	1 (略)
(経過措置)	(経過措置)
2～4 (略)	2～4 (略)
<u>(平成22年度以後に支給する政務調査費に関する経過措置)</u>	
<u>5 平成22年度以後に支給する政務調査費に関する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「3万円」とあるのは、「2万5,000円」とする。</u>	

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。